



令和6年6月4日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
担当課長(環境影響評価・化学物質) 川瀬(972-2676)
課長補佐(有害化学物質対策) 水貝(972-2677)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報告者 株式会社エネアーク中部

2 報告日 令和6年5月31日

3 報告の概要

- (1) 対象地名 株式会社エネアーク中部愛知販売支店
(2) 所在地 名古屋市守山区瀬古東一丁目 1609 番地
(3) 対象地の概要 事業所(昭和54年頃～現在まで)
2,414.35m²(第1種住居地域)



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイトの地理院地図を一部編集して使用している。

(4) 汚染状況

項目※ ¹	汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	基準	超過区画数／調査区画数※ ²
土壌溶出量調査	鉛及びその化合物	0.011～0.15 mg/L	1.1～15 倍	0.01 mg/L 以下	1／29
	砒素及びその化合物	0.013～0.097 mg/L	1.3～9.7 倍	0.01 mg/L 以下	9／29
土壌含有量調査	鉛及びその化合物	420～1700 mg/kg	2.8～11 倍	150 mg/kg 以下	1／29

※1 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量、土壌含有量は土壌に含まれる汚染物質の量を示します。

※2 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

(5) 対象地の状況

対象地は、飛散防止措置等がとられています。

4 本市の対応

報告者に対し、適切な土壌汚染対策を実施するよう指導を行いました。

「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づく区域の指定、告示などを行う予定です。

<参 考>

基準を超過した物質の毒性について

【鉛及びその化合物】

急性毒性：嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は 10 g といわれている。

*10 g は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度 (0.15 mg/L) では、水 67 kL に、土壌含有量の汚染物質濃度 (1700 mg/kg) では、土 5.9 kg に含まれる量になります。

慢性毒性：高濃度の中毒症状は、貧血、消化管の障害、神経系の障害等。血液中鉛濃度が 0.4~0.5 mg/L を超えて長期間暴露された場合に障害がみられる。

発がん性：国際がん研究機関 (IARC) では、鉛の無機化合物をグループ 2 A (人に対しておそらく発がん性がある) に分類している。また、鉛そのものをグループ 2 B (人に対して発がん性があるかもしれない)、鉛の有機化合物をグループ 3 (人に対する発がん性については分類できない) に分類している。

【^ひ砒素及びその化合物】

急性毒性：70~200 mg の摂取により、嘔吐、下痢、脱力感、筋肉けいれん等が現れ、昏睡後死亡する。

*70 mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度 (0.097 mg/L) では、水 720 L に含まれる量になります。

慢性毒性：3~6 mg/L の量の長期摂取によっても起こり、一般的には目・鼻・喉等の粘膜炎症に続き、筋肉の弱化、食欲減退が起こる。

発がん性：国際がん研究機関 (IARC) は、砒素及び砒素化合物をグループ 1 (人に対して発がん性がある) に分類している。

出典「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート (環境省ウェブサイト)」
(下線部分は、名古屋市において挿入しました。)